

②研究開発段階にある発電の用に供する原子炉施設

施設名		放射性気体廃棄物		
		希ガス (Bq)	ヨウ素 [ <sup>131</sup> I] (Bq)	トリチウム [ <sup>3</sup> H] (Bq)
(独)日本原子力研究開発機構 原子炉廃止措置研究開発センター	原子炉施設合計	N.D.	N.D.	<sup>11</sup> 3.1×10
	年間放出 管理目標値	*4 —	*4 —	*5 <sup>13</sup> 1.4×10
(独)日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ	原子炉施設合計	N.D.	N.D.	<sup>9</sup> 2.2×10
	年間放出 管理目標値	<sup>13</sup> 8.2×10	<sup>8</sup> 1.5×10	—

施設名		放射性液体廃棄物	
		全核種 ( <sup>3</sup> Hを除く) (Bq)	トリチウム [ <sup>3</sup> H] (Bq)
(独)日本原子力研究開発機構 原子炉廃止措置研究開発センター	原子炉施設合計	N.D.	<sup>12</sup> 2.6×10
	年間放出 管理目標値	*6 <sup>8</sup> 2.8×10	*7 <sup>12</sup> 8.5×10
(独)日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ	原子炉施設合計	N.D.	*8 <sup>8</sup> 2.1×10
	年間放出 管理目標値	<sup>9</sup> 5.5×10	<sup>12</sup> 9.2×10

注： 気体（液体）廃棄物の放出放射能（Bq）は、排気（排水）中の放射性物質の濃度（Bq/cm<sup>3</sup>）に排気（排水）量に乗じて求めている。

なお、放出放射能濃度が検出限界濃度未満の場合は N.D. と表示した。

検出限界濃度は次のとおり。（Bq/cm<sup>3</sup>）

放射性希ガス : 2×10<sup>-2</sup> 以下

放射性ヨウ素 : 7×10<sup>-9</sup> 以下

放射性液体廃棄物 : 2×10<sup>-2</sup> 以下（<sup>60</sup>Co で代表した。）

\*4：原子炉施設保安規定の改正に伴い、2003年10月1日以降、放射性気体廃棄物 年間放出管理目標値の希ガス及びヨウ素については削除している。

\*5：廃止措置計画認可に基づく保安規定改訂に伴い、2008年2月12日以降、トリチウムの放出管理目標値は「年間1.4×10<sup>13</sup> (Bq)」に変更している。

\*6：原子炉施設保安規定の改正に伴い、2003年10月1日以降、放射性液体廃棄物（<sup>3</sup>Hを除く） 放出管理目標値は「年間2.8×10<sup>8</sup> (Bq)」に変更している。

\*7：廃止措置計画認可に基づく保安規定改訂に伴い、2008年2月12日以降、トリチウムの放出管理目標値は「年間8.5×10<sup>12</sup> (Bq)」に変更している。

\*8：水・蒸気系のトリチウム（N.D.）を含む。